



保高発第0501001号  
平成21年5月1日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿  
指定都市後期高齢者医療主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長



社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を  
改正する法律の施行に伴う留意点について

本日、議員提案による「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、平成21年法律第36号として公布され、平成22年1月1日より施行することとされたところです。

本法律は、別添のとおり、これまで、国税等の延滞税率は一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から3か月）軽減される一方、厚生年金保険料等は納期限の翌日から年14.6%（日歩4銭）の割合で計算された延滞金を支払う必要があったところ、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、厚生年金保険料等の支払に困窮している事業主等に配慮し、国税の例にならい、納期限から3か月については、14.6%でなく、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合（平成21年は4.5%）で計算することとするものです。

本法律の対象となるのは、厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等であり、長寿医療制度の保険料については、国民健康保険の保険料と同様に、市町村の条例で延滞金の取扱いを定めていることから対象となっていませんが、社会保険料全般が同様の取扱いとなることを踏まえ、長寿医療制度の保険料についても、延滞金の軽減措置を設けていない市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、本法律の趣旨を踏まえ、同様の取扱いとするための条例改正を検討していただくよう、各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知等につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、都道府県の国民健康保険主管課及び介護保険主管課に対して、別途、当省の担当課より同様の通知を行う旨、申し添えます。